

## 令和6年度 笠松中学校の約束

- ルールを守り、笠松中学校の生徒として、自覚と誇りがもてる生き方を自ら創り出しましょう。
- 服装および所持品、身だしなみは、清潔で清楚な中学生らしい「学習や運動に精いっぱい打ち込める姿」のものにしましょう。

### 身だしなみについて

\*下記のルールが守れない場合、家庭に戻って整え直してから再登校することとします。

#### <頭髮>

- 高校入試や会社の試験などにそのままの姿で臨める、中学生らしい頭髮とする。
- 整髪料は使わない。
- 染色・脱色したり、パーマをかけたりしない。
- 肩にかかる長い髪は黒・紺・茶・グレー色のゴムで留める。
- 前髪は目にかからないようにする。

#### <詰襟・カッターシャツ>

- 黒の詰襟でカラーをつけた学生服（日被連の認証マークがついているものが標準）を着用することとし、ズボンにはベルト帯があり、ノータックのものとする。
- 学生服の下は白色無地のカッターシャツ（学校指定のものではない）もしくは学校指定の体操服とする。
- 夏服は、白色無地のカッターシャツとし、下に着るものは体操服または白色無地のシャツとする。
- ベルトは黒色で皮または合皮とし、バックルも含め装飾のないものとする。

#### <セーラー服>

- 学校指定のセーラー服で、白の襟カバーと黒色のリボンを着用する。
- 上着と同色のひだスカートで、長さは膝が完全に隠れる程度とする。（ひだの数は24本を原則とする。）
- セーラー服の下に着るものは体操服または白色無地のシャツとする。
- 夏服は、学校指定のセーラー服に青いリボンを付ける。

#### <標準服・カッターシャツ>

- 学校指定のジャケットを着用する。
- 学校指定のボトムスカートを着用する。ボトムス（ノータック・ワンタック）かスカートかは各自で選択し、着用すること。
- 夏季以外は、ジャケットの下に白色無地のカッターシャツを着用することとする。（カッターシャツは学校指定ではない。）
- 夏季は、ジャケットを羽織らずに白色無地のカッターシャツを着用する。カッターシャツの半袖か長袖かは本人が判断する。
- ベルトは黒色または茶色で革または合皮とし、バックルも含め装飾のないものとする。
- 学校指定の名札を黒の布に縫い付け、胸ポケット付近につけること。

- 夏服…5月第2週以降、6月第2週末までを移行期間とし、以降は夏服とする。
- 冬服…9月初めから10月末までを移行期間とし、以降は冬服とする。また、WBGT指数が上昇することを鑑み、7月1日から9月末までの期間、登下校を含み体操服での生活を可とする。ただし、全校集会や定期テストについては、制服を着用する。  
※気温の状況によっては、期間を変更する場合があります。

#### <体操服>

- 学校指定のジャージ上下、ハーフパンツ、体操服を着用する。ジャージの着用については、気温に応じて各自で判断することとする。
- 下着は体操服の袖口や首回り、袖から見えないようにする。

### <靴・靴下>

- 通学用の靴は、体育の活動に使用できるものとする。ハイカットシューズなど、特殊な靴は安全面を考慮し、履かないこととする。
- 体育館シューズは、学校指定のものを使用する。(ひもは白色とする。)
- 靴は、通学用・体育館シューズともに、かかとのあたりにフルネームで記名する。
- 靴下は単色(白・黒・紺・グレー)で、マークやロゴはワンポイントまでのものとする。

### <防寒着>

- 学生服やジャケットの下に黒・紺・茶・グレーの無地、または部活動で認められたトレーナーやセーター、ベストを着用してもよい。ただし、学生服やジャケットの裾や袖から出ないように着用すること。
- ひざ掛け(キャラクター等が無く、華美でないもの)の持参を可とする。
- 手袋は安全面を考慮して5本指のものを使用することとし、華美でないものとする。
- 登下校時に、黒・紺・茶・グレーで無地のコートや、ウインドブレーカーを着用してもよい。ただし、個人ロッカーに入るものとする。
- 登下校時に、華美でないマフラーやネックウォーマーを着用してもよい。ただし、自転車通学の生徒は、安全面を考慮しマフラーではなくネックウォーマーを着用することとする。
- タイツを着用する場合、黒またはベージュ色のものを使用する。

### 所持品について

- 通学カバンは学校指定のものとし、お守り以外のキーホルダー等の着用や、シール類の貼り付け、落書き等は禁止とする。お守りを着用する場合は、ファスナーの持ち手に取り付け、カバンの中に入れるなど、外に出ないように配慮すること。
- 通学カバンに荷物が入りきらない場合、通学カバン以外のカバンを使用可とする。ただし、個人ロッカー(縦35cm, 横39cm, 奥行き45cm)に入る大きさであること、華美でないもの、高価なものでないもの、キーホルダーやストラップ等をつけていないものとする。  
\* 新調して購入するのではなく、現在家庭等で使用しているものを利用してよい。
- 傘は無地のものを使用する。
- 汗を拭うためのタオルなどが必要な時は各自の判断で持ってくる。ただし、首や肩にかけた状態で生活しないこととする。
- 汗を拭うための汗拭きシートが必要な時は各自の判断で持ってくる。ただし、においに敏感な人への配慮として、無香料のものとする。
- 学用品(筆記用具など)は、華美でなく、装飾品がついておらず、高級・高額でない実用的なものを使用する。
- 年間を通して、水筒を持参することができる。持参する水筒には必ず記名すること。(他人の水筒には手を触れない)
- 水筒の中身は水もしくはお茶とする。ただし、夏季(夏服期間と同様)については塩分補給のため、スポーツドリンクも可とする。
- 昼過ぎまで残った水筒の中身は、給食終了時に必ず捨てる。(2本以上の水筒を持ってきている場合、口をつけたものの水筒の中身を捨てる。)また、菌の繁殖予防や保温のため、ペットボトルや保温の効かないアクリルボトル等の使用はしない。
- 学校生活に不必要な物は持ってこないこと。不要物の所持が発覚した時点でその物を預かり、指導のあと、保護者に直接返却する。
- 不必要な現金は持ってこないこと。集金等のために持参した場合は、直接業者から購入したり、朝の会で担任に預けたりすること。
- 使い捨てカイロについては、ポケットの中にしまうなど、外に出して使うことが無いようにする。また、防寒以外の目的で使用せず、効果が切れても学校で処分せず、自宅に持って帰り処分すること。

## 学校生活について

### <登下校>

- 徒歩通学生、自転車通学生ともに決められた通学路を通して寄り道をせずに登下校する。
- 7時50分に昇降口のシャッターを開くため、その前には学校に入らない。
- 8時10分のチャイムが鳴り終わったとき、荷物を片付けて着席していない場合は遅刻とする。
- 登校した後は校地外に出ないこと。必要があるときは、担任や担当の先生に申し出ること。
- 最終下校時刻のチャイムが鳴り終わるまでに、学校の敷地の外にいないこと。

### <服装>

- 登下校・授業では、制服か標準服を着用する。ただし、降雨時、自転車通学生は、体操服（ジャージ）の上に雨具（カッパ）を着て登下校してもよい。また、体操服のみで登下校可能の時期は、制服や標準服を着用しなくてもよい。  
\* 実技教科及び作業活動の時は、担任または教科担任、担当の先生の指示に従うこと。
- 給食配膳時の食器の運搬及び盛り付けは、袖付きのエプロン、帽子（髪の毛はすべて覆う）、マスクを着用し、配膳完了まで着衣をして行う。
- 清掃活動は、体操服（冬季はジャージの着用可）で行う。

### <部活動>

- 部活動への入部は強制ではなく、自らの意志で入部を決定し、活動していく。
- 活動する服装は、学校生活に準ずる。また、各部で定めたものや顧問が許可したものを着用してもよい。
- 休日の部活動への参加は、徒歩通学生も自転車を使用してもよい。ただし、自転車通学生と同じようにルールを守ること。また、各学年の自転車置き場の空いているところに整列して駐輪させること。
- 休日の部活動において、活動場所の開錠は部活動外部指導者または部活動指導員がいるときに行う。
- 対外試合や練習試合などで学校外の場所へ出かけるときはマナーやルールを守り、交通安全に気を付ける。

## 自転車使用について

### <使用許可の種類>

- 下羽栗小学校区と松枝小学校区の北及、門間及び長池・田代の指定された地区に住んでいる生徒は、申請により自転車通学を認める。

### <自転車使用の約束>

- 点検を受けて、安全確認がされている自転車に乗ること。
- 必ず許可証シールを自転車後方の荷台下に貼ること。
- 変形せず、不用品等がついていない自転車に乗ること。スタンドは両足立てとする。
- ヘルメットをかぶり、あごひもをしっかりと締めること。
- 通学カバンは荷台にしっかりと縛るか、両肩・背中できちんと背負うこととする。
- 通学路を守って登下校すること。
- 降雨時は雨合羽を着用し、傘差し運転をしないこと。二人乗りをしない、並列走行をしないなど、交通ルールを守って使用すること。
- 傷害保険に必ず加入すること。
- ★ 上記の約束を守らない場合、指導を行います。指導を繰り返し受けても正しい自転車使用ができない場合、1回目は1週間、2回目は1か月の自転車通学許可の取り消しとなる。